

平成 30 年改訂の高等学校学習指導要領に関する Q&A

<家庭に関すること>

問1 家庭科の科目構成はどのように変わりましたか。

(答)

科目構成については、現行の「家庭基礎」(2単位)「家庭総合」(4単位)及び「生活デザイン」(4単位)の3科目から、内容を再構成し「家庭基礎」「家庭総合」の2科目としました。

これらの2科目のうちいずれか1科目を必修科目として履修することとしています。また、各学校においては、学校で特定の科目に決めてしまうのではなく、複数の科目を開設して生徒が選択できるようにすることが望まれます。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説(家庭編)第1部第1章第2節,第4節ほか

問2 家庭科の内容について教えてください。

(答)

小・中・高等学校の系統性を踏まえ、「家庭基礎」,「家庭総合」ともに、内容構成を「家族・家庭及び福祉」,「衣食住」,「消費生活・環境」に「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」を加えた四つに整理しました。

「家庭基礎」は、生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解と技能を身に付け、自立した生活者として必要な実践力を育成することを重視し、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」,「B 衣食住の生活の自立と設計」,「C 持続可能な消費生活・環境」,「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の四つの内容で構成しています。

「家庭総合」は、従前の「家庭総合」や「生活デザイン」の内容を継承し、生活を主体的に営むために必要な科学的な理解と技能を体験的・総合的に身に付け、生活文化の継承・創造、高齢者の介護や消費生活に関する実習や演習を行うことを重視し、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」,「B 衣食住の生活の科学と文化」,「C 持続可能な消費生活・環境」,「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の四つの内容で構成しています。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説(家庭編)第1部第1章第2節ほか

問3 科目の導入として、「生涯の生活設計」の項目を新たに設け、AからCまでの内容と関連付けるとともに、まとめとしても指導することとは具体的にどのようなことですか。

(答)

まず、導入では、各ライフステージにおいて内容のAからCのどのような内容が関連しているかの見通しをもたせるとともに、人は生まれてから死ぬまでの一生を通して、各ライフステージの課題を達成しつつ発達するという生涯発達の視点から捉えさせ、各ライフステージの特徴などと関連付けて生活設計を立案することができるようにすることが大切です。その際、家族、地域社会との関わりを通じて、より豊かな衣食住生活を営むための知識と技能を身に付けることが、生活設計の基礎となることを理解できるようにすることが重要です。また、人の一生における就職や結婚などの重要なライフイベントを扱う際には、目標や課題を認識できるよう、単なるライフイベントの羅列に終わらないように留意してください。

また、AからCまでの内容と関連付けるとは、例えば、青年期の自立と一人暮らしの住まいとを関連付けたり、高齢期の課題や特徴と食における自立支援の工夫とを関連付けたりすることなどが考えられます。

まとめとして扱う際には、例えば、「家庭基礎」の場合は、生活資源の活用に関心を持ち、各ライフステージの目標を挙げて、その実現に必要な条件を考えることができるようにしたり、導入時に立案した生活設計を、内容AからCの学習を踏まえて見直したり、具体的に短期・長期の計画を立てたりすることなどが考えられます。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（家庭編）第1部第2章

問4 「乳幼児と適切に関わるための技能」とは具体的にどのようなことですか。

(答)

今回の答申において、「家庭基礎」では、子供を生き育てることや子供と関わる力を身に付けるなどの乳児期の内容、「家庭総合」では、乳児との触れ合いや子供とのコミュニケーションに関する内容の充実が示されています。

また、高等学校では、中学校までの幼児などの異世代との触れ合い学習と異なり、子供を育てる視点を重視しており、乳児に関する学習をします。

「家庭基礎」では、乳児の特徴を理解した上で、乳幼児の世話の基本として、新生児の抱き方、溢乳の仕方、寝かせ方などについて具体的に保育人形を使ったり、実際に乳児と母親や父親を学校に招待したりして、体験的に身に付けることが考えられます。

「家庭総合」では、「家庭基礎」の技能に加え、乳幼児の月齢・年齢に合った遊びや接し方といったコミュニケーションがとれるようにするために、保育所訪問で乳幼児と適切に関わり、絵本の読み聞かせの技能なども含めた乳幼児と関わるための技能を身に付けることを重視しています。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（家庭編）第 1 部第 2 章ほか

問 5 「生活支援に関する技能」とは具体的にどのようなことでしょうか。

(答)

「家庭基礎」では、生活支援に関する基礎的な技能、「家庭総合」では、高齢者の心身の特徴に応じて適切に関わるための生活支援に関する技能としています。

「家庭基礎」では、ボディメカニクスの原則や高齢者の心身の状態に応じて介助の方法が異なることにも触れながら、例えば、車椅子の操作や移動・移乗の介助、食事・着脱衣の介助などの基礎的な技能を身に付けることができるよう、高校生同士が体験的に学習することを想定しています。

「家庭総合」では、介護者と当事者の双方に負担の少ない介護方法や個々の高齢者の心身の状態の違いによって介助の方法が異なることについて理解できるよう、ボディメカニクスの原則や、福祉用具の種類や活用方法などについても取り上げて、例えば、車椅子の操作や移動・移乗の介助、食事・着脱衣の介助などの技能について実習を通して身に付けることができるようにすることを想定しています。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（家庭編）第 1 部第 2 章

問 6 成年年齢の引下げを踏まえ、家庭科において、新学習指導要領が適用されるまでの取扱いで留意することを教えてください。

(答)

平成 30 年 6 月の民法の改正により、令和 4 年度から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、すなわち、令和 2 年度以降の高等学校入学生は第 3 学年で成年となります。

18 歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が 18 歳未満までとなることから、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、こうした消費生活に関わる内容についてより一層の指導の充実が求められます。

そのため、現行高等学校学習指導要領(平成 21 年告示)の家庭科においては、新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間、移行措置として、平成 30 年度以降の入学生について、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとしています。

また、「平成 31 年 4 月 1 日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」の一部を改正し、令和 2 年度・令和 3 年度の入学生については、上記に加えて、現行高等学校学習指導要領の「家庭基礎」、「家庭総合」の「2(3)生活における経済の計画と消費」、「生活デザイン」の「2(2)消費や環境に配慮しライフスタイルの確立」を、それぞれ第 1 学年及び第 2 学年のうちに履修させることとしています。

なお、新高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)の家庭科においては、「家庭基礎」、「家庭総合」の「C 持続可能な消費生活・環境」を、第 1 学年及び第 2 学年のうちに履修させることとしています。

これらの取扱いについては、全日制、定時制、通信制といった課程による違いはありませんのでご留意ください。

(参考)

「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について(通知)」(平成 31 年 3 月 28 日 30 文科初第 1818 号)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm

問 7 「家庭基礎」を履修する際の留意点を教えてください。

(答)

「家庭基礎」は、必履修科目としての基本的な性格を踏まえ、基礎的な学習内容で構成される標準単位数 2 単位の科目であるので、同一年次で 2 単位を履修させ、実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を通して科目の目標を達成することができるよう配慮し、指導の効果を高めることが必要です。

なお、令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられることを踏まえ、新高等学校学習指導要領の一部改訂が行われ、「家庭基礎」は、入学年次またはその次の年次までに履修させるよう規定しておりますので、留意してください。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説(家庭編)第 1 部第 3 章ほか

問 8 「家庭総合」を履修する際の留意点について教えてください。

(答)

「家庭総合」は、必履修科目としての基本的な性格を踏まえて構成される標準単位数4単位の科目です。複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、例えば、第1学年と第2学年で2単位ずつの分割履修をさせるなど、連続する年次において履修させ、実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を通して科目の目標を達成することができるよう配慮し、内容の関連性や系統性に留意して指導の効果を高めることが必要です。

なお、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、新高等学校学習指導要領の一部改訂が行われ、内容の「C 持続可能な消費生活・環境」について入学年次及びその次の年次の2か年のうちに取り上げるよう規定しておりますのでご注意ください。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（家庭編）第1部第3章ほか